

縁 第十七

兵の災に遭ひ觀音菩薩の像を信敬して現報を得る

伊予国越知郡の大領の先祖越智直、当に百済を救はむが為に軍に遭らざる

時に、唐の兵に擒はれ、其の唐の国に至る。我が国の八回しく一の洲に住む。

儼觀音菩薩の像を得て信敬ひ尊重ぶ。八人心を回しくして、竊に松の木を截

りて以ちて一の舟とし、其の像を請へ奉りて舟の上に安置き、おのおの誓願を

立てて彼の觀音を念ふ。爰に西風に隨ひ、直に筑紫に来る。朝廷聞きたまひて

召して事の状を聞きたまふ。天皇急に矜みたまひ、樂ふ所を申さしめたまふ。

是に越智直言さく「郡を立てて仕へむ」とまうす。天皇許可たまふ。然うし

て後に郡を建て寺を造り、すなはち其の像を置く。時より今の世に迄るまで子

孫相續ぎ傳り敬ふ。けだし是れ觀音の力にして信心の至なり。丁蘭の木の

母すらなほし生ける相を現し、僧の感りて画ける女すらなほし哀ふる形を応ふ。

何にいはむや、是れ菩薩にして応にざらむや。

第十六縁 聖業についての現報説話。今昔物

語集・二十七八に書承。

三表面(物の皮など)をけずりおとす。底本

訓讀(劍波口利天)。「劍波上波川流、昔(新

訓讀)縁縁業縁記」。二(綱里)への注意を喚

起する表現。このよき記述は、本書ではこと

だけにみえる。古事記・上の大穴年(神代)の説話

を文頭に置いて本説話を讀むならば、大和国添

上郡(瀬里)という地名を讀者は起すであら

う。三(ハダハ、カハハ)二(ハハハ)二(名

義抄)・底本(訓讀)二(可波)二。二(底

本)訓讀(伊留呂止、又云須年已止)。

語集十六二に書承。

一(愛媛)越智郡、今治市あたり。二(名未詳。

本説話以外に所伝をみない。三(六六一年)出

兵。六六三年、白村江の戦。「百済を救ふ戦と

された。唐軍に捕えられて虜となる者が多かつ

た。於(天皇)百濟天皇七年、救(百濟)之

役、汝(百濟)唐軍(百濟)持(天皇)四年冬、

「救(百濟)也(官軍)不(利)、刀(兵)等(被)唐(兵

四)没(作)官(戸)二(統)日本(紀)慶(四年)冬。

「原(文)云(其)國(國)」。其は「於」の意か。

五(藤)タマ(、タマ)カ(名)義(抄)。底(本)訓

讀(藤)多(牟)良(止)之(文)は(誤)解。六(底)本(訓)讀(五)

一(に)五(百人)の(商人)と(も)に(羅)刹(國)に(漂)着(した

傳)迦(羅)が(觀)音(を)念(じて)白(馬)に(助)け(られ、(ち)に

話)が(伝)え(られて)は、(觀)音(・渡)海(・建)國(、(と)う(か

イ)メ)シ(の)結(び)つ(きは、(本)説(話)の(觀)音(・渡)海(・建

那)・(と)い(う)イ)メ)シ(の)結(び)つ(きに)共(通)するもの

がある。九(孝)子(伝)に(み)える。若(く)して(母)を(亡

く)仕(え)た(が、(隣)人(が)本(母)の(一)臂(を)斬(つた)と

言(つ)つた(丁)蘭(は)木(を)刻(んで)母(と)し(生)ける(が)ど

と(言)ふ(京)形(、何(れ)は)善(薩)不(即)二(十一)面(神)呪

二(未)詳)。「如(く)二(國)本(母)・擔(現)古(相)・傳(感)画(女

こ)ろ(血)が(流)れ(地に)轉(つた)京(大)本(孝)子(伝)。

第十八縁 善業についての現報説話。あやし

き表(二)の(説)話。

二(奈)良(皇)御(所)市。三(名)未(詳)。三(底)本(訓)讀

「正(知)二(百)・有(末)丸(奈)加(良)は(何)の(訓)を(欠)く

女(、年)始(八)歲(、智)意(利)根(と)み(え)る。二(五)「於

睡)眼(中)一(夢)見(善)賢(、為(其)説)法(如(覺)無(異

安)樂(其)心(、而(作)是)言(、故(所)謂(持)・忘(失)是

句(、忘(失)皇)傷(二)觀)音(菩薩)行(法)也」。其(人)若

於(法)華(經)・有(所)忘(失)・一(句)一(偈)・我(言)教

苦(難)勸(善)品)。本(説)話(の)成(立)に(こ)れ(ら(の)縁)説(が

夢(中)「人(は)普(賢)菩薩(の)化)身(か。二(愛)媛(皇)松

山)市(。伊)予(を)舞(台)と(して、下)卷(三)九(縁)は(寂)仙

の(神)顯(教)主(への)転)生(説)話(を)展(開)す。また、伊)予(に

お(いて)大)持(命)は(宿)奈)毗)古)那(命)を(再)生(さ)せて(い

る(本)説(話)に(伊)予(が(述)べ(られる)こと)に(は、大)き(な

意)味(が(あ)ら)う。二(三)未(詳)。本(説)話(以)外(に)所(伝)を

み(ない。底)本(訓)讀(獲)猿(か)二(佐)留)」。申(年)の(生

れ)か。十(二)文(に)み(え)る(動)物(に)關(係)あ(る)人(名)は(原

則)と(して)そ(の)生)れ(年)の(干)支(にお)な(ん)だ(もの)岸

(俊)男)」。二(前)主(で)縁(典)の(文)字(を)損(じた)た(めに

今(生)で(そ)の(處)所(を)記(憶)すること(が)で(き)な(い、と

い)う(説)話(の)類(話)に、(實)報(記)・中(・維)珍(武(文字)は

燒)擗(・前)生(は)女)主(八)公)自)身(が(前)生(を知)る、弘

十六

法花経を憶持ちて現報を得奇しき表を示す縁 第

昔大和国葛木上郡に、一の経を持つ人あり。丹治比の氏なり。其れ生れな

がら知りて、年八歳以前に法花経を誦持つ。意にただし一の字のみ存つこと得

ず。二十有餘歳に至りてなほ持つこと得難し。觀音に因りて悔過す。時に夢に

見らく「人有りて曰はく「汝昔先の身に伊予国別郡の早部猿の子と生在り

し時に、汝法花経を誦み奉りて燈に一の文を燒きき。故に誦むこと得ず。今往

きて見よ」といふ」とみる。夢より醒め驚きて、思ひ怪びて、其の親に白して

曰さく「急に縁事有り。伊予に往かむと欲ふ」とまうす。二(親)聽(許)す。然(う

して)誂(ひ)往(き、猿)の(家)に(到)り(て)門(を)叩(き)人(を)喚(ぶ。す)な(は)ち)女)人(出(て)て)味(を)含

みて)還(り)入(り、家)母(に)白(して)曰(さく「門)に)客)人(在)り。恰)も)死(にし)郎)の)似(し」と

まうす。聞きて出でて見ればなほし死にし子に疑たり。家長見てまた怪びて問

ひていはく「仁者は何の人のぞ」といふ。答へて國郡の名を陳ぶ。客人もまた問

ふ。答へて具に往の姓名を告知りす。明に是れ我が先の父母なることを知り、

すなはち長跪きて拜む。猿愛びて喚び入れ、床に居ゑて瞻りて言はく「もし死にし昔の我が子の霊か」といふ。客人具に夢の状を述べて謂はく「翁姥は吾が先の父母なり」といふ。猿また因を語りて示して曰はく「我が先の子の号は某れ。其の子の住みし堂と読みし経と持たりし水瓶と等は是れなり」といふ。先の子聞きて堂内に入り、彼の法花経を取りて開き見る。当に誦まれぬ文燈に焼き失せたり。時に懺悔い、直し奉りて後に、懇然に持つこと得。是に想子相見ひては怪ひ一は喜ぶ。父子の義孝養に失はず。贊に曰はく「善きかな日下部の氏、経を読み道を求めて、過現の二生に重ねて本の経を誦み、現に二の父を孝ひ、美き名後に伝ふ。是れ聖なり。凡にあらす」といふ。誠に知る、法花の威神と觀音の験力とを。善惡因果経に云はく「過去の因を知らむと欲はば、其の現在の果を見よ。未来の報を知らむと欲はば、其の現在の業を見よ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

得る縁 第十九

法花経の品を誦む人を啓りて現に口喞斜み悪しき報を

第十九縁 惡業についての理報説話。三玉繪法丸に引用。三玉繪より本朝法華變記。下九十六に書承。今昔物語集・十四ノ二十八に類語。七妙法蓮華経の品名を別挙説誦するが。八底本訓釈(阿佐毛利)。九底本訓釈(喞斜上音過反下取反、二合、由加三反)。妙法蓮華経・隨喜勇徳品に口喞斜して亦不喞斜と云みえ、八本行集経・二十六に或口喞斜とあるなど、口に關してのゆかみの表現。二自度の沙

昔山背國に一の自度有り。姓名詳ならず。常に基を作つことを宗とす。沙弥白衣と俱に基を作つ時に、乞ふ者来りて法花経の品を読みて物を乞ふ。沙弥聞きて輕り喚び啓りて、故に己が口を俛らしめて音を誦りて効ひ誦む。白衣聞きて、基の条に恐りて曰はく「畏恐し」といふ。白衣は基を作つ遍ごとに勝つ。沙弥は遍ごとになほ負く。是に即坐沙弥口喞斜みて、寒をもちて治療えしむれども終に直らず。法花経に云はく「もし輕り喚ぶ者有らば、當に世々に牙齒疎に缺け、唇醜く鼻平み、手關續展りて、眼目角昧ならむ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。むしろ惡しき鬼託きて多く濫言すとも、経を持つ者を誦するべからず。能く口業を護るべし。

僧湯を浦す分の薪を用ちて他に与へて牛と作りて役

はれ奇しき表を示す縁 第二十

釈惠勝は、延興寺の沙門なり。法師平生時、湯を浦す分の薪を一束誦りて他に与へて死にき。其の寺に一の特有りて犢子を生む。長大りて後に、車を擧ぎ薪を載せ、懇ふこと無く驟はる。車を控きて寺に入る。時に知らぬ僧寺の

弥。私度債。度は出家する意。自度は私度とも。言の語可を得ずに出家すること。傳尼のた、とされる(經記)が、それ以後では公儀の有無が官度と私度自良とを區別する基準である。本説話がいつの時代に設定されているのかは不明である。課役をのがれるために浮浪し乞食する僧は多かつた。これらの私度僧たちを、本書は隱身の聖とらえている。本書を益田勝家は訓釈(故己左良)。三にねじ曲せて。一底本本訓釈(恒毛刀良奈之天波利天)は多くの誤写を含む。二なまべて。四なまねて読む。底本訓釈(柳方綱(轉か比)。五原文玉環表は、基石を一目置くごとに、の意であるが、「奈こののような用法は是れ出したが、一六底本訓釈(負(保須)は誤釈。二中巻十八縁、下巻二十縁の口喞斜にイメトシが持つている。一妙法蓮華経・普賢菩薩勸發品。二底本訓釈(阿谷呂會可)。三底本訓釈(藤原上か)礼于反、下求反、二合、毛止利天。四底本訓釈(角昧)下七反(縁とあやまつて音か付されて)二合、須可(須)。三原文三而与、持經者、不可誦説。与一は、一を、の意。

第二十縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語集・二十一に書承。三底本訓釈(以外に所伝をみなす。三末詳。三底本訓釈(取成也)。名義抄訓ト。三底本訓釈(字符か(女牛)。三底本訓釈(傳か(牛子)。三「ひく」の表記を「應」控(引)と變化させていると考へ、「應」を「ひく」と訓む。

室裏、四壁穿通、庭中顯見、吾於是生希有之想、從室而出、廻瞻院內、還來見室、壁戶皆閉、即外復誦心經、開通如前、即是心波差經不思議也、贊曰、大哉親子、多聞弘教、閉居誦經、心廓融達、所<sup>11</sup>理玄寂、焉為動搖、室壁開通、光明顯耀、

惡人逼之食僧而現得惡報二緣第十五

昔故京時、有二愚人、不信因果、見僧乞食、忿而欲繫、時僧走入田水、追而執之、僧不得忍、以呪縛之、惡人顛沛、東西狂走、僧即遠去、不得<sup>12</sup>呵瞻、其人有二子、欲解父縛、便詣僧房、詢<sup>13</sup>請禪師、詢<sup>14</sup>問知其狀、而不肯行、二子勸重拜敬、請<sup>15</sup>救父厄、其師乃徐行、誦觀喜品初段竟、即得<sup>16</sup>解脫、然後乃發信心、廻邪入正也、

無慈心剝生虎皮而現得惡報二緣第十六

大和國有二壯夫、鄉里姓名、並未詳也、天骨不仁、喜殺生命、其人捕兔、剝皮放之於野、然後不久之頃、毒瘡遍身、肌膚爛敗、苦痛無比、終不得愈、叫号而死、嗚呼、現報甚近、怨已可仁、不無慈悲矣、

遭兵災、信敬觀音喜隱像得現報二緣第十七

伊予國越知郡大領之先祖越智直、當為救百濟、遭<sup>17</sup>到軍之時、唐兵所擒、至其唐國、

我國八人、同住二洲、儻得觀音菩薩像、信敬尊重、八人同心、竊截松木、以為一舟、奉<sup>18</sup>請其像、安置舟上、各立誓願、念彼觀音、爰隨西風、直來筑紫、朝廷聞之、召<sup>19</sup>問事狀、天皇為料、令<sup>20</sup>申所來、於是越智直言、立郡欲仕、天皇許可、然後建郡造寺、即置其像、自時迄乎今世、子孫相統情敬、蓋是觀音之力、信心之至也、丁蘭木母、猶現生相、儻<sup>21</sup>畫女、尚心哀形、何況是菩薩而不心乎、

憶持法花經得現報示奇表二緣第十八

昔大和國葛木上郡、有二持經人、丹治比之氏也、其生知、年八歲以前、誦持法花經、意唯一字不得<sup>22</sup>存、至于廿有餘歲、猶難得持、因<sup>23</sup>觀音以悔過、于<sup>24</sup>時夢見、有人曰、汝昔先身、生在伊予國別郡早部猴之子時、汝奉誦法花經、而燈燒一文、故不得<sup>25</sup>誦、今<sup>26</sup>見之、從夢醒驚、而思怪之、白<sup>27</sup>其親、曰、急有緣事、欲往伊予、二親聽許、然許往、當<sup>28</sup>到<sup>29</sup>之猴家、叩<sup>30</sup>門喚人、乃女人出、含<sup>31</sup>咲還人、白<sup>32</sup>家母、曰、門在<sup>33</sup>客人、恰似<sup>34</sup>死郎、聞之出見、猶疑<sup>35</sup>死子、家長見之、亦怪問之、仁者何人、答陳<sup>36</sup>國郡之名、客人亦問之、答具告知姓名也、明知<sup>37</sup>是我先父母、猴亦語、因<sup>38</sup>而示之曰、我先子早某、其子住堂、誑矣、客人具述夢狀、謂<sup>39</sup>翁姥<sup>40</sup>先父母、猴亦語、因<sup>41</sup>而示之曰、我先子早某、其子住堂、誑經及以持水瓶等是也、先子聞之、入室內、取<sup>42</sup>彼法花經、開見之、當不<sup>43</sup>所誦之文、燈燒失也、于<sup>44</sup>時懺悔、奉<sup>45</sup>直之後、熟然得持、於是祖子相見、一怪一喜、父子之義、不<sup>46</sup>失<sup>47</sup>孝

- 6 宮(國)一
- 7 瞻(國)一
- 8 戶(國)一
- 9 復(國)一
- 10 厭(國)一
- 11 現:彌羅(國)現玄寂焉為動搖室避開通光明顯耀(一)觀音

- 1 愚人(國)一
- 2 愚(國)一
- 3 便(國)一
- 4 勸(國)一
- 5 々々々(國)一
- 6 然(國)一

- 1 壯(國)一
- 2 並(國)一
- 3 骨(國)一
- 4 然(國)一
- 5 肌(國)一
- 6 與(國)一
- 7 痛(國)一
- 8 怒(國)一

- 1 軍(國)一
- 2 擄(國)一

- 3 國(國)一
- 4 國(國)一
- 5 開事狀(國)一
- 6 申(國)一
- 7 之(國)一
- 8 世(國)一
- 9 儻(國)一
- 10 哀形(國)一

- 1 得(國)一
- 2 表緣(國)異表緣(表)
- 3 丹(國)一
- 4 猴(與)積佐留(國)猴(一)
- 5 故(國)一
- 6 白(國)一
- 7 有(國)一
- 8 猴(與)積佐留(國)猴(一)
- 9 人(國)一
- 10 母(國)一
- 11 郎(國)一
- 12 在(國)一
- 13 積佐留(國)猴(一)
- 14 猴(與)積佐留(國)猴(一)
- 15 吉(國)一
- 16 猴(與)積佐留(國)猴(一)
- 17 獲(國)一
- 18 梅(國)一

養、贊曰、善哉日下部之氏、號經求道、過現二生、重誦本經、現孝二父、美名伝後、是聖非凡、誠知、法花威神、觀音驗力、善惡因果經云、欲知過去因、見其現在果、欲知未來報、見其現在業、其斯謂之矣、

皆號法花經品之人、而現口喞斜得惠報二緣第十九

昔山背國、有二自度、姓名未詳也、常作基爲宗、沙弥与白衣俱作基時、乞者來誑法花經品而乞物、沙弥聞之、輕咲咎、故候已口、訛音効誑、白衣聞之、甚暴恐曰、畏恐矣、白衣者、作基每遍而勝、沙弥者、每遍猶負、於是即坐、沙弥口喞斜、令藥治療、而終不直、法花經云、若有輕咲之者、当世々牙齒疎缺、醜唇平鼻、手脚纏民、眼目角障者、其斯謂之矣、寧託惡鬼、雖多謏言、而手持經者、不可誑謗、能護口業矣、

僧用涌湯之分薪而与他作牛役之示奇表緣第廿

釈惠勝者、延興寺之沙門也、法師平生時、涌湯分薪、誑二束与、他而死、其寺有二悖、而生慣于、長天之後、駕車載薪、無想所駛、控二車入寺、時不知僧、在寺門曰、惠勝法師者、涅槃經雖能誑、而不能引車、牛聞流淚、長息忽而死、將生之人、嘖其僧言、汝呪生殺、捉之申宮、々將問状、請僧見之、面容奇貴、身体殊妙、而添寔嘿、居於淨屋、召請法師言、如彼法師之答、不誤誑之、持來、給師等奉詔、持進于於

者、我所不救者、其斯謂之矣、

無慈心而馬負重駄、以現得惠報二緣第廿一

昔河内國、有蒺販之人、名曰石別也、過馬之力、而負重荷、馬不往時、曠惡捶馱、負之荷之、兩目出淚、壳蒺賣者、即殺其馬、如是殺之、為多遍後、石別自纏臨涌釜、兩目披入於釜所煮、現報甚近、心信因果、雖見畜生、而我過去父母、六道四生、我所生家、故不可無慈悲也、

勤求學弘教弘法利物臨命終時示異表緣第廿二

故道照法師者、船氏、河内國人也、奉勸求弘法於大唐、遇玄奘三藏、而為弟子、三獻語弟子曰、是人還來、將化多人、汝等莫輕、可能供給、業成之後、到此土、造禪院寺、而止住焉、時戒珠無玷、知鑑恒躡、遍遊諸方、弘法化物、遂往禪院、為諸弟子、演暢所請衆經要義、臨命終時、洗浴易衣、向西端坐、光明遍室、于時開目、召弟子知調、汝見光不、答言已見、法師誑曰、勿妄宣云、即後、光自房出、施耀寺庭松樹、良久乃光指西飛行、弟子等、莫不驚怪、大德西端坐、心奉時焉、定知、必

- 1 勤國一劬
- 2 弘國一ナシ
- 3 吳國一依
- 4 米國一更
- 5 土國一直
- 6 彼國一歩
- 7 玷國一沾
- 8 經一維
- 9 見國一ナシ
- 10 誠國一誠
- 11 目國一自
- 12 施國一陀
- 13 等國一示
- 14 面國一ツメ
- 15 客時國一ト本

- 1 本一依
- 2 取一敢
- 3 白石國一ナシ
- 4 往國一得往
- 5 荷國一真荷
- 6 瓜一依
- 7 釜國一金
- 8 披入國一ナシ
- 1 勤國一劬
- 2 弘國一ナシ
- 3 吳國一依
- 4 米國一更
- 5 土國一直
- 6 彼國一歩
- 7 玷國一沾
- 8 經一維
- 9 見國一ナシ
- 10 誠國一誠
- 11 目國一自
- 12 施國一陀
- 13 等國一示
- 14 面國一ツメ
- 15 客時國一ト本

- 1 分國一ナシ
- 2 与國一ナシ
- 3 一國一ナシ
- 4 悖國一悖
- 5 權國一擯
- 6 穢國一穢
- 7 強國一強
- 8 時不國一
- 9 人國一令
- 10 噴國一噴
- 11 捉一投
- 1 自度國一自度沙弥一自鹿
- 2 棄國一棄
- 3 而國一ナシ
- 4 々々國一ナシ
- 5 臂國一辱
- 6 睽一睽
- 7 謂之國一謂之
- 8 濫國一濫
- 19 父國一之